

平成14年3月20日

金融庁長官

森 昭 治 殿

関西西宮信用金庫

金融整理管財人 中尾 英夫



金融整理管財人 増川 良昭



預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）の提出について

預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり「報告書（補遺）」を提出いたします。

## I はじめに

関西西宮信用金庫は、平成13年11月22日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって、債務を完済することが出来ない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、同日付で金融庁長官より預金保険法第80条に基づき、「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画」の作成命令を受け、直ちに、関西西宮信用金庫がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、平成14年2月15日に金融庁長官に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき関西西宮信用金庫の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものであります。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第1 はじめに

預金保険法第83条によると、金融整理管財人は、関西西宮信用金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任の追及を行うことが重要な職務の一つとされています。就任後、特別に委任した弁護士3名と公認会計士1名等で構成する責任解明委員会を設置し、当金庫の内部資料の提出を求め、必要に応じて元理事および職員から事情聴取を行うなどして、慎重に事実の調査・検討を行ってきました。本報告書は、今日までの概略であります。

### 第2 刑事責任追及について

業務横領罪または背任罪を中心に該当する事由があるかないかにつき、稟議書、会計帳簿などを精査し、旧役員、現職員から事情を聴取しましたが、現在

までそのような事案を発見するに至っておりません。

### 第3 民事責任追及について

#### 1 関西西宮信用金庫の概要及び破綻の経緯

(1) 当金庫は、昭和24年11月、日本相互信用組合として設立したものであり、昭和27年7月関西信用金庫に改組し、平成6年7月に西宮信用金庫と合併して、関西西宮信用金庫が発足しました。西宮信用金庫は、大正12年5月に西宮信用組合として設立され、昭和26年10月に西宮信用金庫に改組されたものであります。

(2) 当信用金庫の前身は前記のとおりであり、旧関西信用金庫のテリトリーである神戸市・明石市・芦屋市などと旧西宮信用金庫の西宮市・川西市・尼崎市などをテリトリーとする事業展開をいたしました。その経営地盤の地域的影響を強く受けて、いわゆるバブル経済崩壊前後より経営の問題点が生じてきたと判断されます。

その問題点は多岐にわたりますが、これらの問題点が複合的に作用して当信用金庫の財務を悪化させたものと判断され、その主要なものは次のとおりであります。

##### ① 旧西宮信用金庫

旧西宮信用金庫は、西宮市・宝塚市・川西市・尼崎西部などいわゆる阪神間地域を主要な営業エリアとしていましたが、これらの地域は大阪市のいわゆるベッドタウン地域、すなわち住宅地として発展してきたものであり、当信用金庫の主要な顧客層は不動産業に携わる業者が極端に多く、不動産関連融資、特にいわゆる建売販売を業とする中小不動産業者への融資の偏りが見られます。

平成3年・4年からの地価の急激な下落により、これら不動産業者の経営は悪化の一途をたどり、融資の回収の遅れ、果ては融資の回収不能

の案件の増加が、当信用金庫の経営体質、自己資本比率の低下を招いてきました。

## ② 旧関西信用金庫

旧西宮信用金庫ほどではないにしても、不動産業者、特に中小不動産関連業者への融資は多額に上っており、その不況と共に回収不能の案件を増大させて、経営を圧迫する原因となった事実は否めません。

## 2 調査の内容

### (1) 旧西宮信用金庫の問題融資の調査

旧西宮信用金庫における建売業者等への不動産融資は、合併後、新規融資はせずに担保物件の処分によって債権の回収を図り不良債権の減額を図る対象とする業者と、他方では新規融資を継続しながら、いわば支援しつつ回収する融資先とを峻別し、合併後は特別部を設けてこの回収に対処してきました。

その支援を継続して回収を図る企業数は28社であり、これらの28社は回収不能に陥りやすい破綻懸念先であったことを考慮すれば、支援の名のもとに回収不能金額を増大させることのないよう十分な配慮の下に厳格な審査が要求されたわけであり、これに反した対応がなされていたのであれば、この対応に当たった経営者は、その経営責任を問われるべきであります。

#### ① 28社の新規融資基準

融資基準が作成されており、28社への融資は、この基準で実行されてきましたが、稟議の過程で必要とされる計画図面、担保評価書、売買契約書などの書面が添付されず、いかなる書面と説明で稟議され、常務会を経て処理されてきていたのかが問題であり、審査過程を十分に吟味することが求められます。

(2) 関西西宮信用金庫の融資責任

(債務残高10億円を超過している破綻先・破綻懸念先(企業グループ))

① 該当する企業12社

年月の経過ないしは株式会社整理回収機構への移管のために関係資料の提出を受けられなかったものがあり、短期間の調査には限界がありましたが、責任解明委員会ではなお引き続き調査しております。

(3) 有価証券取引の適否

① 取引状況の推移

イ. 合併前の状況

合併前の有価証券取引に関する資料の保存状況に関し、旧関西信用金庫の資料は存在しますが、旧西宮信用金庫の資料は存在しません。

旧関西信用金庫の運用状況は、国債、地方債、金融債、事業債が中心であり、一時的に含み損の発生をみたときもありますが、前述の債券はいずれもリスクの少ない債券であり、合併前の取引残高は約172億円、約1億円程度の含み益もありました。

ところが、合併直後には取引残高が約261億円に膨れ上がり、含み損も約3億8000万円に上っております。これから推測すると、旧西宮信用金庫の取引高は約90億円、含み損が約5億円に上っていたと推定されます。

ロ. 合併後から平成9年2月までの状況

この間の取引は、約260億円から390億円程度であり、平均して300億円で推移しておりました。運用は、国債、地方債が中心であって、含み損も10億円程度で推移する手堅い運用方針でありました。

ハ. 平成9年3月から平成11年5月までの状況

平成9年4月の当信用金庫の方針では、国内債は低金利が続くこと

からユーロ債などの高金利商品を一定限度で購入して運用するとの方針が出され、同年11月には、権限規定に「投資信託」を追加し、担当部長権限で10億円の購入が可能となりました。

これを期に、投資信託や外債の取引が開始されるようになり、投資信託は4億円ないし5億円、外債は30億円ないし50億円程度の投資がなされましたが、過大な投資ではありませんでした。平成11年5月時点では全体で5億円程度の含み益がありました。

## ニ. 平成11年6月から平成12年10月まで

この間、急激に投資信託と外債の運用が増大いたしました。

投資信託は約5億円から最大で111億円となり、平均でも90億円程度が運用されました。外債は56億円から最大で183億円になり、平均でも160億円となりました。総取引額も、300億円から最大で737億円となり2倍以上に膨らんでおります。

また、この間の含み損は急激に増大し、30億円を超える事態となっていました。

## ホ. 平成12年11月以降

投資信託及び外債の取引残高は、順次、減少していております。ただし、その後の価格の下落により、含み損は増大し最終的には約50億円の損失を出すに至りました。

## ② 取引残高の急増の理由

イ. 前述のとおり、投資信託及び外債の取引残高が急増した時期は、平成11年6月から平成12年10月の間であり、その後は順次減少しております。

この期間は特定の有価証券担当者が売買を担当した時期であり、同人によって売買がなされましたが、その基本方針は、当信用金庫の理事長の方針でありました。

当時の理事会には、有価証券の取引報告は提出されていましたが、

全体の取引を把握しづらい報告となっておりました。

また、そのころの有価証券決裁は、個々の取引毎の額を定めているのみで、累積額ではなかったため、担当部長及び担当役員の決裁のみで取引がなされており、担当者の判断で多額の有価証券取引が出来ることになり、またそれが実行され、リスク商品取引の急増を防止し得ませんでした。

ロ．さらに、超低金利であったことから、預り金からの有価証券運用が常務会でも承認され、自己資本比率の低下を防止するために、高配当のリスク商品を購入することが企画されました。

ハ．リスク商品を購入する場合にその危険防止のため、ロスカットルールが欠かせませんが、これを取り決められてはいるものの、この遵守がなされませんでした。

ニ．これらの取引にも問題はありますが、投資を増大させた当時の担当部長は現在死亡しており、直接の調査は出来ない状況となっております。

### ③ 有価証券の問題点

イ．ハイリスク商品への急激な傾斜及び投資額の増大、さらにそれを推進したこと。

ロ．リスク分散措置をとらなかったこと。(同種類の有価証券への投資の集中)

ハ．リスク管理体制の不備

### ④ 経営者らの責任

有価証券による損失の拡大は、本質的には売買担当者が十分な知識もないまま、証券会社の提供した取引を十分検討しないで取引を拡大し、またその商品がハイリスク・ハイリターンの商品取引へと傾斜していっ

たことに起因しますが、この基本方針は理事会の決定でもありました。

それに対し、管理体制は誠に不十分でありました。

資金証券部の担当役員は、取引経緯を知りうる立場にあったのであり、そのような急激な取引の拡大を見逃した責任に関し一定の責任があると考えられ、そのため経営陣もリスク管理体制を構築すべき責任があったと解されます。

しかしながら、法的責任の有無について考えるならば、有価証券投資が認められる以上は、一定程度のリスクは予定されており、どの程度のリスクがある場合に客観的に違法となるか微妙であります。

さらに、担当者でなかった経営陣は、主観的には、そのような過大投資がなされているとの事実を把握していなかったと解され、この場合、経営陣はどこまで調査しておく義務があるのかも問題であります。

ただし、理事長としては、当然に全体を把握する立場であり、この責任は検討を要します。

#### (4) その他の問題

- ① 決算、配当の適否
- ② 理事ないし理事の親族の経営する企業への融資
- ③ 取引先との不適切取引など

①、②、及び③に関しては、現在のところ該当する事案は見当たりません。

#### 3 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理の有無

上記のとおり検討中であり、現在までのところ、直ちに民事の損害賠償を請求するような問題は発生しておりません。しかしながら、当信用金庫の事業譲渡以降においても引き続き責任追及が行い得るよう、調査資料を株式会社整理回収機構に引き継いだうえで、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡する予定であります。